

リスト

61 フランスにおける原発立地と裁判

フランスにおける原発立地と裁判

はじめに

本稿は、フランスにおける原発立地の現状と裁判の動きを簡単に紹介することを目的とする。フランスの原発問題については、流血にまで至ったクレー・マル

ヴィルの反原発闘争とか本年四月二八日のカーン行政裁判所決定のように、大きな事件があつたときに断片的に簡単なニュースが伝えられるほか、わが国にはあまり詳細な情報が入らない。わたくしは、かつてフランスの原発問題の推移を一九七四年から一九七六年の動きを中心に紹介したことがある(1)が、今回カーン行政裁判所の決定が出たのをきっかけに、もう一度、フランスの原発立地の現状を紹介しておきたい(今回は法律的な側面に焦点を絞ることにする)。

ただし、本稿執筆のためにほんの少し開発を強力に推し進めるべきことが一九

の時間しかさくことができなかつたことと、裁判例に関する詳しい資料が不足しているために、本稿はあまりに簡単すぎたかもしれない。読者諸氏の寛恕を乞い、詳しい紹介は後日を期したいと思う。

一 フランスにおける

原発問題の概況(1)

(1) 拙稿「フランスにおける原発問題 講記」公害研究六巻四号四三頁以下。

(2) この政府の原発プログラムは国民の間に大きな反応をひき起した。まず、ブル・モンド紙をはじめとするジャーナリズムが原発についてキャンペーントリニティ、「四〇〇人の科学者の署名運動」があり、「四〇〇人の科学者の署名運動」が、原発の危険について十分に知らされない原発の設置に反対するよう呼びかけた。また、中東戦争に端を発する石油ショックは、国内に石油資源を持たないフランスの指導者をして重

七四年の春に表明され、その年の秋、詳細なプログラムが発表されて原発開発が本格的に動きはじめる。すなわち、同年一二月に政府は「原子力発電所の立地(2)」という小冊子を発表して、エネルギーの需要と生産、原子力発電所の構造と安全性、立地場所の調査研究と選択に関しても、政府のプログラムを発表。他方、フランス電力公社(EDF)は同年中に數十の立地候補を示して具体的な場所の選定へと入っていった。

この政府の原発プログラムは国民の間に大きな反応をひき起した。まず、ブル・モンド紙をはじめとするジャーナリズムが原発についてキャンペーントリニティ、「四〇〇人の科学者の署名運動」があり、「四〇〇人の科学者の署名運動」が、原発の危険について十分に知らされない原発の設置に反対するよう呼びかけた。また、中東戦争に端を発する石油ショックは、国内に石油資源を持たないフランスの指導者をして重

(3) なお、先の政府文書が出た一九七四年秋以降現在までに建設を終え、運転を開始しはじめた原発としては(5)、ビュジェー、三号炉(アン県)、フェッセ・ノアーム一、二号炉(オ・ラン県)などがある(それ以前にすでに操業中のもの)

淡路剛久

(3)と題する研究報告を発表して、節約とエネルギーの効率的利用により原子力エネルギーが公的予測の三分の一で済むことを発表した。政党や労働組合も見解を発表し、二大労組のうちの一つ、民主労働同盟(CFDT)などは「フランスにおける原子力発電(4)」と題する大部の報告書二冊を発表している。地元住民や市民運動レベルの反応はさあめて先鋭である。とりわけ立地候補地として示されたところでは、大きな抵抗なしに誘致を決めた場合もないわけではないが、多くの地域では強力な反対運動が起り、あるいは住民投票を実施し、あるいは裁判に訴え、あるいは実力行使を展開して、原発立地に反対する意思が表明してきた。後に紹介するフランソワ・カルは、いったんは住民投票で誘致を決めたが、その後反対が強くなり、裁判に勝ち取ったところである。しかし、この裁判の紹介をする前に、少し視野を広げてフランスにおける原発立地の手続的規制および立地の現状を見ておく必要がある。

のとして(6)、マルクル(三号炉)
県(シノン二)、シユーズ(アーラン・デ・ゾー、
シェール県)、ビニ(マルクール(県)などがある)。

四、電力供給

cléaires, Décembre 1974.

(33) Alternatives au nucléaire, Réflexions sur les choix énergétiques de la France. Février 1975.

(4) L'électronucléaire en France, 2 vols, Juin 1974, Avril 1975.

(5) J. Servant, Prescriptions réglementaires et pratiques administratives

mentales et pratiques administratives en matière de sûreté des installations.

nucleaires, Nuclear power and its future cycle, vol 5, p. 171 et s.

(6) この点については、拙稿・前掲四三頁、四五頁参照。

ヨーリス

二 原発立地の手続的規制と 立地の現状

1978.7.1 (No.668)

(1) 原発立地の手続的規制としては、おおむね次の四つの場面が重要である。すなわち原発建設事業の「公聴会」(la déclaration d'utilité publique)、原発施設設置の許可(l'autorisation)

い、県知事は地方の関係機関（地方の各種の議員、市町村長、工、商、農の各団体等）に広くこの情報を伝えなければならぬものとされている。関係の諸機関から六週間以内に意見が提出されると、

その他一般の人の意見が聴取され、記録される。このアンケットは——事業の重 大さによつても異なるが——ふつう六週 間、二ヵ月続くこともある。アンケット が終ると、アンケット委員会がこれを三

中華業礦監理處 (le Service Interdépartemental de l'Industrie et des Mines)

「か東がされる」といふ新聞で知らざれ、さらに関係市町村の役場に貼り出さ

官、元行政官、技師、農工商會議所のメンバー、その他の有識者等によって構成されるのが普通のようである。アンケッタが実施されることとは、新聞で日うき

令(arresté)によつて宣言する。

る決定を下す。申請人がアンケットに必要な書類をS・I・Mに提出し、S・I・Mがこれに意見をつけて県知事に移送し、最後、県知事はアノケットの開設を命令

の提案を考慮して「公益宣伝法」を先立つて
ル・エクスケーブ (l'enquête préalable à la
déclaration d'utilité publique) が設けら

と申請人の応答を調査にし、公の聴聞(l'enquête publique) と認する提案をこれに付して、通産大臣に送付する。通産大臣は、関係省の意見(いんじん) とし、

S・I・Mがこれを集約して計画の修正などのために申請人に伝える。申請人は三週間以内にこれに答えなければならぬ。S・I・Mの長は、関係機関の意見

審査に付される。他方、この申請は関係大臣に伝えられ、さらに地方レベルの審査が行われるが、これは先に述べた公の聴聞の手続と同様であり、原子炉の場合、しばしば同一の手続でなされている

lations Nucléaires) (S. C. S. I. N) の
之體がわれ轉互の本院所 (l'Institut de

(Service Central de Sécurité des Instal.

まず申請人によって原子炉等の設置許可の申請が通産大臣宛なされる。この申請には安全性に関する第一次の報告書が添付され、そよは原子力施設安全中央局

る。
日のデクレ（一九七三年三月二七日のデ
クレにより修正）によつて規制されてい

閑、争訟の機会が与えられていることに注意しておく必要があるう。

宣言がなされる。もちろん、このデクレについては争訟が可能である。

つて総合されて通産大臣に伝えられる。通産大臣は、とくに文化・環境担当大臣の意見を聞いた後、コンセイニ・データの意義を求め、最後にデクレによつて公益の

〇日の間にまとめて調書を作製し（これは公表される）、申請人の応答（そのために一定の期間が与えられる）、県知事の意見等とともにこれがS・I・Mによ

ようである。S・C・S・I・Nは、地方でのアンケート、関係大臣の意見、および専門研究グループの意見をもとめ、設置許可のためのデクン案をつくつゝ、それを大型原子力施設各省委員会 (Commission Interministérielle des Installations Nucléaires de Base) (C.I.I.N.) に移送して意見を求める。C.I.I.N.は、日々内に意見を述べなければならない。これが修正され、あればそのままのデクン案は、やがて厚生大臣に伝えられ、3ヶ月以内にその意見を述べるよう求められる。

じつして、許可に至った場合には、許可のデクンが首相と通産大臣の名前で公布されるが、これには種々の条件がつけられる。この許可に対しても争訟を起すことが可能である。

第三に放射性気体および液体廃棄物、第四に、冷却水の採取および排出の問題がある。まず、前者は一九七四年一一月六日のデクン（放射性気体廃棄物）および一九七四年一二月三一日のデクン（放射性液体廃棄物）により規制され、許可制（政令により与えられる）がとられている。アンケート手続が必要なことは先の二つの場合と同じである。後者は、水規制に関する法律（一九六四年一一月一六日法、一九七三年一月二二日）により規制されている。許可制に服すること（重要な河川の場合、県知事の命令

により）、アンケート手続の実施が必要が、誰組については省略する。

設工事をはじめる場合には、都市計画法の改正に従い（一九七七年七月七日のドクン）、建設の免許 (permis de construire) が必要となる。

(3) 以上が原発立地の手続的規制の概観であるが、かなりの数の原発がこれまであることは、そのままのデクン案は、やがて厚生大臣に伝えられ、3ヶ月以内にその手続の途中にあるものとしてカット（ruire）が必要となる。

一、二号炉（ヤーベル県）、三、四、五号炉（アンペル・ローラー県）、クリュアス一～四号炉（トルボ・ランショ県）、サンゼル県、ル・ペラノ一～四号炉（ローラー・アトランティック県）などがあり、また、原子力施設設置許可申請の手続途中にあるものとして、タルヴィーヌ一～四号炉（ノール県）、サン・ローラン三四、四号炉（ローラー・シヨーネ県）、ペラヒル一～四号炉（ヤーベ・マラティエー県）などがある。

（4）建設中の手続の概要は、(1) 原発の立地をめぐる裁判は、これが、ヨーロッパ原発の公益宣誓に付けて起したのがあり、アンケート委員会が、ヨーロッパ平原を保存する生態運動委員会 (Comité d'Action Ecologique pour le Sauvegarde de la Provence et de la Plaine du Rhône)

を除いては、住民側が勝訴するものはなかったようである。詳しい資料がないので、手持ちの簡単な資料によって類型的に概観しておくと、次のとおりである。

まず第一に、公益宣誓の手続段階で訴えを起したのがある。この中にも、いろいろなところ、原発の名を挙げてみただけで、ハーブスにおける原発開発の積極性（ヤーベ・マリティーム県）では敷地に概観しておくる、次のとおりである。

（1）原発の立地をめぐる裁判は、これが、ヨーロッパ原発の公益宣誓に付けて起したのがあり、アンケート委員会が、ヨーロッパ平原を保存する生態運動委員会 (Comité d'Action Ecologique pour le Sauvegarde de la Provence et de la Plaine du Rhône)

（第二回）原発事故の問題を争ったものがある。これはフュッセン上級委員会の招集がなかったこと、地方アンケートが行われなかつたこと、条約によつて定められた手続がとられなかつたことなどを理由に、放射線防護の団体（Association pour la Protection contre les Rayons Ionisants）がデクターレの取消を求めたが、コンセイユ・デタは一九七五年二月二八日の判決で、理由なしとして請求を棄却した。

Régional d'Eudes pour la Protection et l'Aménagement de la Nature en Basse-Normandie) はねる農民やねる、自然の保護に闘ひ、一九七六年七月一日法により保護される自然空間と生態学的均衡を書く、と主張した。しかし、申請は認められなかつた。なお、本案の判断はまだ出されていないようだ。

その後、一連の努力を経て、かれにしても、情報の収集、討論集会などを持たれ、しだいに反対運動が広がっていった。圧倒的に賛成であった村議会の議員の中からも反対者があらわれ、村は真二つに割れることになった。こうして、とられたのが住民投票の途である。投票は、一九七五年四月六日に行われた。賛成四二八、反対二四八。結果は誘致と決まりた。なお、同日に行われた地中海ボル・ラ・ヌヴェールの住民投票では誘致が否決されている。

なお、EDFは明らかに手続を急いでいたが、これは、環境影響評価制度を定めた、一九七六年七月一〇日自然保護法が、一九七八年一月一日から施行され、原子力発電所もこの規制に服すことになるからであった。

(3) 決定文によると、申請人側の申請の内容はマンシュ県知事がEDFに与えた一九七七年一二月三〇日の命令の執行の停止を求める、というものである。申請の理由は次のとおりであった。

建設の免許は越権として(en excès de pouvoir)裁判所に訴えられて いる。主張されている理由は重大である。すなわち、建設免許は、EDFが土地所有者の

第二に、原発施設設置の際は、のテクレ
を争ったものがある。これは、フェッセン
ノイム原発に關するもので、ガス・電気
上級委員会の招集がなかったこと、地方
ノンケットが行われなかつたこと、条約
によつて定められた手續がとられなかつ
たといふなど理由に、放射線防護の団体
T'Association pour la Protection
contre les Rayons Lorsants) が、
第三に、司法裁判所へ急速審理手続
(référé) を求めたものがある。その例
として、クレー・マルヴィルの原発工事
が公益宣言、許可せなしになされてい

トの記録の総覽に違法がある、テクノロジー等々の理由が述べられてゐる。同じような訴えとしてグラウヒリ原発の公益宣言を定めたデクレによる「核エネルギーの反公害委員会」(Comité Anti-Pollution de Dunkerque)、「自然と人間のための自然」(Les Amis de la Terre du Nord de la France)、「北の自然」(Nord Nature)、「原発の廃棄を求める人々から人の委員会」(Comité Gravéline pour un Moratoire Nucléaire)ある。

「自然保護連合」(la Fédération Rhône-Alpes de Protection de la Nature)は、ヨーロッパの団体が訴えを起したのがある。リヨン＝クレール・アルヴィル大審裁判所は、一九七七年五月五日の決定で、「工事を先にはじめたことは違法な事実行使(voie de fait)」とだんだんといふ「生活の質」に対する権利(le droit à la qualité de la vie)は法律によって認められたなどといふなどを理由にして、申請を棄却した。もう一つ、フランシス・ヴィル原発に関して、シムルブルー大審裁判所に急速審理が提起された事件がある。原告は「はい、トランшеー門

(l'exécution) 事件で申請人側の主張を認め、建設免許の執行の停止を命じた。これは原発訴訟における住民側の初の勝訴であった。

フランヴァイルは、ノルマンディー半島の先端に近い西海岸の小さな村である。シエルブールに近く、核燃料の再処理工場があるラ・アーグの南十数キロメートルのところにある。かつては海底の鉄鉱山の基地であったが、十数年前に閉山され、以後過疎化が進んでいる。このフランヴィルに原発建設の計画が持ち込まれたのは、一九七四年一二月のことであった。営業税と雇傭につられて村議会はたちまち誘致を決議する。しかし、その後市長は「どうせやるなら」などと云ふことを、一改市長は「どうせやる」ときつぱり

る。しかし、EDFは建設の手続を進め、一九七七年一月二二日公益宣誓を得、同三〇日に都市計画法に基づく建設の免許 (permis de construire) を取得し、敷地の整備などをはじめた。これに対し、「トト・ヤン・ヴァル断崖農地会議」(墨田) (le Groupement Foncier Agricole des Falaises de Flamanville, Société Civile)、当地の農民による「情報交換及原子力闘争地域委員会」(le Comité Régional d'Information et de Lutte Antinucléaire) からの免許の取消（越権訴訟）を求めるのに本案の判決が出るまでの執行の停止を求めた。以下に紹介するほどの執行停止事件であ

利や資格も持たないのに、収用の命令以前に与えられた。本免許は、一九七六年七月一〇日法二条、および厚生大臣の許可を規定する原子力施設に関する一九六年一二月一一日のデクレ（修正）に反して、環境大臣の意見も、厚生大臣の意見も聞かれずに与えられた。一九六三年一二月一一日のデクレにより、免許は原発施設設置の許可以前に与えることはできない。建設計画によると、建設地の一部は海にさしかかっているが、築堤の許可（concession）は免許後の翌一月六日に与えられたにすぎず、また国家に属さない施設の建設を海上に認めたことにより、本免許は違法である。本免許は、シェルブルの地域開発および都市計画のシエーマ（SDAU）を修正する一九七七年一二月一一日のデクレおよびEDFの計画に公益を宣言した一九七七年一二月二二日のデクレに基づいているが、これらは越権としてコンセイユ・デタに提訴されており、その違法は、コンセイユ・デタに提出した同じ書面を提出し、同じ理由を主張することにより、援用することができます。一方、損害が回復しがたい性質のものであるという条件は、とりわけ工事が開始されると、フランヴァイル断崖が破壊されるという理由から、満されている。

せよ、取消にせよ申請の棄却（ないし却下）を基礎づける次のような意見書を提出した。すなわち、EDFは少なくとも土地の一部については、一九七七年一二月二二日の公益宣言により収用するための資格を得ており、それゆえR四二一一条が規定するじとく免許の申請を提出することができる。築堤の許可が建設の免許が出てから六日後にはじめて与えられたとしても、EDFはすでに公益宣言を与えられており、海上占有の許可も手続中であり、入札実施書 (*cahier des charges*) はすでに一九七七年一月九日に署名すみであるから、何人もEDFに許可が与えられることを疑わなかつた。さらに判例によれば、免許の申請人は土地の表見的所有者とみなされねばならない。一九七六年七月一〇日法はすぐに実施に移されたわけではなく、その二条は一九七八年一月一日にはじめて施行されたのである。しかも、環境影響評価は部分的に実施されており、一九七四年には海洋開発ナンヨナル・センターによる調査が、土地の調査も漁業国立研究所の調査と併行して行われ、これがEDFによって環境保護のために考慮されている。R四二一一三一二条は、許可が免許の交付以前に与えられることを要求しておらず、かえって許可申請の提出により正当化される。公益宣言のデクレに附しコンセイユ・データに提起された訴え

はデクレの効力を停止させる性格を持つものではなく、行政がその決定を執行するのに何の妨げもない。以上のごとく、申請人らの申立ての中に重大な理由は存しない。他方、回復しがたい損害については、フランヴィル原発の敷地が断崖農業用地の減少を少なくするなど多くの利点を有している。たしかにこの景観地は大きな変容をこうむるが、しかし、すでに鉱山がこれを変容してしまっており、この鉱山は本来あと二年間、断崖の状態に回復しがたい変容を与え続けたはずであった。

フランス判例百選

別冊ジュリスト 25号

◆法典国フランスにおいても判例研究は不可欠であり、ことに公法判例の重要性は圧倒的に大きい。このフランス法を学ぶのに必読の主要判例を収録。

序文 野田良之

憲法——人民投票争訟についての憲法院の権限・統治行為など12件／行政法と行政裁判権・商業的公務員など16件／民法—相続分割の効果・内縁の不当破棄など18件／商法・手形保証・営業財産など11件／民事訴訟法—売買の目的物の瑕疵の立証責任の分配など6件／刑法—不作為による作為犯など13件／刑事訴訟法・緊急救助義務など1件／労働法—労働協約と慣習など4件／無体財産法・商標の保護要件など5件（計90件）付・フランス判例百選叢書引

リスト

フランスにおける原発立地と裁判

た。本件申請は申請人が申請適格を欠いているから、不適法である。EDFは都市計画法四二一一条により、収用の資格をもつものとして免許申請ができた。一九七六年七月一〇日法二条は一九七八年一月一日に施行されたのであり、環境大臣の事前の意見は必要でない。環境影響評価は行われた。原発設施設置の許可が建設の免許より先に与えられなければならぬということはいかなる法律の条文にも規定されていない。この二つの手続は全く別のものなので、許可の申請はすでに一九七六年一〇月一八日に提出されている。厚生大臣の意見は必要でない。免許の申請がなされた一九七七年一月二九日に、公領域の占有につき意思の合致があり、築堤の許可の日が一月六日だったとしてもそれは本質的な瑕疵ではない。SDAUに対する争訟手続は略式のもので意見書の提出は許されない。収用手続における違法は建設免許に対する抗議である。

(4) 裁判所は一九七八年四月二八日期

日を開き、次のように決定を下した。

「『フランヴィル断崖農地グループ』のメンバーは、収用前は建設免許が執行される土地の所有者であり、他の申請人の農民も同様であるが、これら申請人は、越権訴訟による免許の取消と執行の停止を求める利益を有している。『情報および反原子力闘争地域委員会』もその

定款に規定された目的により、同じく適格を有する。」

「EDFがフランヴィルの景勝地に実施するであろう工事の性質上、建設免許の執行は、それが取り消されたとき回復することがきわめて困難な損害をひき起すことになる。」

「建設免許に対し提示された理由の少なくとも一つは、その文書の状態がそうであるから、重大であるとみられる。その結果、この免許の執行の停止を命ずべき理由がある。」

これにて、裁判所は、一九七七年一二

月三〇日にEDFに与えられた建設免許の執行を、免許の取消訴訟につき本審判決がなされるまで停止するよう命じた。

以上がカーン行政裁判所一九七八年四月二八日の決定であるが、これに対して、EDFはコンセイユ・データに「執行停止」の執行の停止を求めて上訴し、工事を再び開始する意向だといわれる。築堤などによる断崖の工事は、建設免許に關係しないというのがその理由である。これに対して、住民側も現地に集結し、緊張が続いているようである。

むすび

なければならない。

(付記) 本稿で紹介したカーン行政裁判所の決定文は、パリ在住の三毛理一氏(東京大学工学部建築科大学院)に急便送りで戴いたものである。この紙面を借りて厚くお礼申し上げたい。

(あわじ・たけひさ=立教大学教授)

以上、フランスにおける原発立地の現状を手続的規制と裁判の面から概観した。紹介が簡単すぎて意をつくしてない嫌いがあるが、大体の傾向と問題の所在を知ることはできたと思う。

フランスの現況を見てわれわれにとって興味深いのは、原発立地の手続に住民の意思を反映させる機会(その典型がアンケート手続)がかなりあることである。それが十分かどうかはここでは問わない。いずれにせよ、この種の手続を全く持っていないわが国にとって、フランスにおける手続のあり方は重要な反省材料になるようと思われる。

もう一つ、裁判所による審査が手続的違法を中心に行われていることも注意してよい。むとむ、この点をわが国に機械的に援用し、わが国でも裁判所は手続的違法のみを問題にし、実体判断をすべきでない、というふうに帰結するのは早計である。手続的違法のみを裁判で問題にし、実体的審理をしないことにすべきかどうかは問題である。なぜなら、住民は聴聞等の十分な参加の機会が与えられていないわが国の現状では、裁判が行政参加の代償的機能を當まさるを得ないからである。それにしても、わが国の非民主的な原発立地の手続は十分に批判され

(1) Didier Anger, Chronique d'une lutte—Le combat anti-nucléaire à Flamanville et dans la Hague, 1977.
(2) Le monde, 18 Mai 1978; Le matin, 18 Mai 1978.